

下請法上の問題行為に関する利益回復措置のご報告

令和 6 年 12 月 6 日に弊社ホームページ（[2024.12.06 下請法上の問題行為に関する利益回復措置の経過報告](#)）にて公表しましたとおり、弊社*1 及び株式会社ビーエムハナテン（当時）は、公正取引委員会による令和 6 年 3 月 15 日付け勧告に従い、独立した第三者により設置された窓口に対する下請事業者様からの申出につき、当該第三者による調査を実施し、同調査において下請法上問題ある行為と認定された行為につき、利益回復措置を進めてまいりました。

今般、申出がされた 70 社（ただし、問題がなかった旨の申出や申出事項の記載がされていない申出を除きます。）に関する調査がすべて完了し、当該調査により下請法違反が認められた 46 件について、下請事業者様の意向も踏まえて利益回復措置の実施が完了しましたので*2、ご報告を申し上げます。

当該調査の結果、認められた下請法上の違反行為別の件数は以下の表のとおりです。

下請法上の違反行為の種別	件数（事業者数）*3
支払遅延	20
減額	2
買いたたき	28
購入・利用強制	14
利益提供要請	30
給付内容の変更又はやり直し	7

*1:2024 年 5 月 1 日付けで株式会社ビッグモーターから株式会社 BALM に社名を変更しております。また、同年 11 月 1 日付けで、弊社は、株式会社ビーエムハナテン及び株式会社ビーエムホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行い、両社の債権債務はすべて弊社に承継されております。

*2:1 社につき、弊社における民事再生手続に伴い、利益回復措置の一部の履行が未了ですが、同手続に従って実施可能になり次第、速やかに実施いたします。

*3:同一事業者に対して複数種の違反行為が認定された場合がございますので、表の各項目の合計件数と利益回復措置を実施した下請事業者様の数は一致しておりません。

以上